

令和5年度大阪地方最低賃金審議会

第357回総会 会議次第

令和5年11月20日（月） 午後3時30分
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について

（2）大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告について

（3）令和5年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について

（4）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第357回総会

(令和5年度 第6回総会)

資 料 目 次

資料 1	令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	1
資料 2	令和5年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	3
資料 3	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）	5
資料 4	大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）	7
資料 5	大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	9
資料 6	大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書	11
資料 7	大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	13
資料 8	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	15
資料 9	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	17
資料 10	各団体からの最低賃金改正等に係る要請書	19

令和 5 年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和 5 年 7 月 2 8 日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和 34 年政令 163 号）（以下「令」という。）第 6 条第 5 項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記（1）の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第 6 条第 5 項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第 6 条第 5 項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

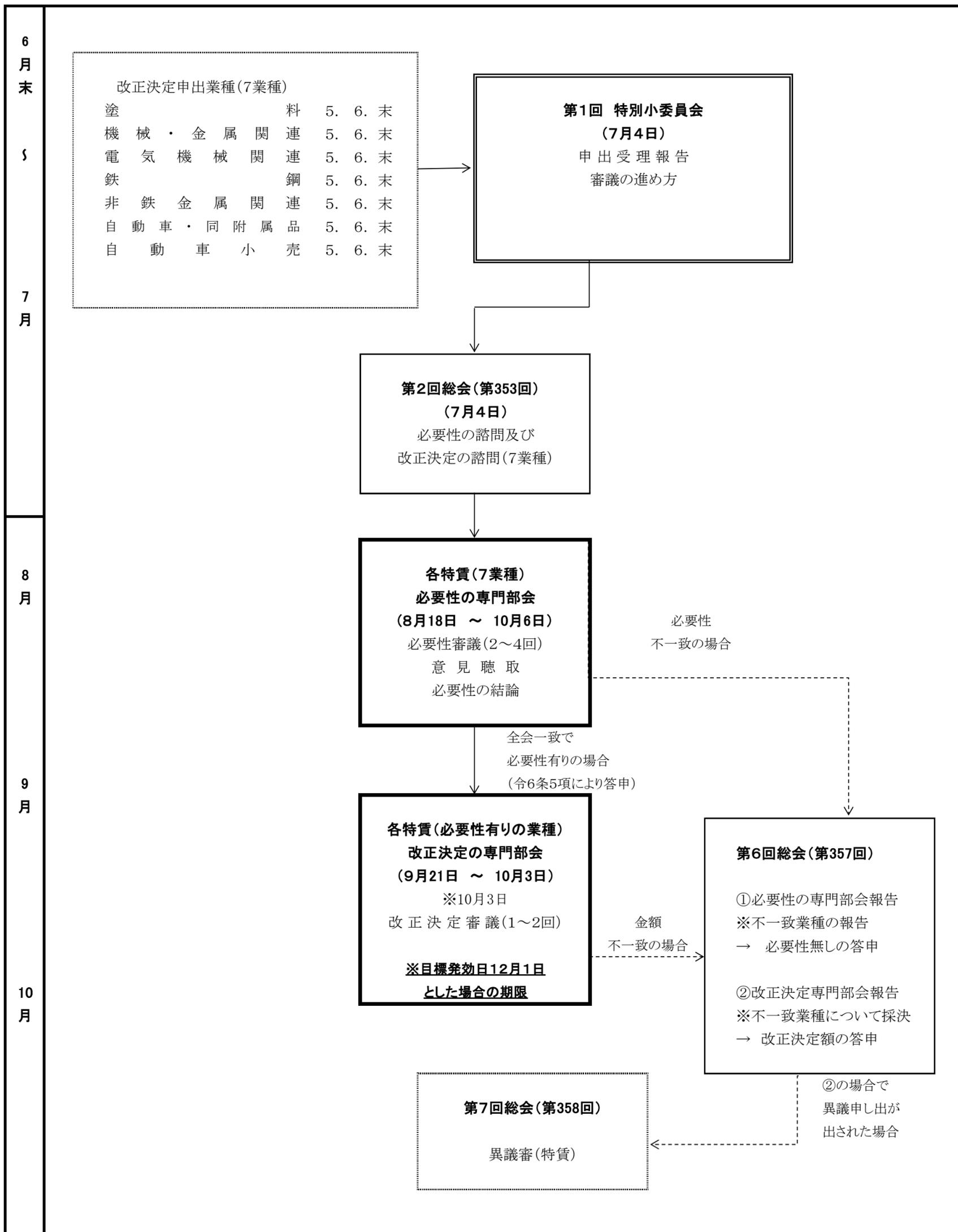
(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配慮し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和5年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ





令和5年9月7日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府非鉄金属製造関連産業
最低賃金専門部会
部会長 村上 礼子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったもので必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。



令和5年10月6日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府自動車小売業
最低賃金専門部会
部会長 衣笠 葉子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。



令和5年9月25日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府塗料製造業
最低賃金専門部会
部会長 表田 充生

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ラベルはりの業務
 - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,070円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年12月1日



令和5年9月21日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府鉄鋼業
最低賃金専門部会
部会長 村上 礼子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、公益一任による全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,066円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年12月1日



令和5年9月25日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府機械・金属製品製造関連産業
最低賃金専門部会
部会長 森 詩恵

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,070円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月1日



令和5年9月25日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府電気機械器具製造関連産業
最低賃金専門部会
部会長 表田 充生

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装又は袋詰め業務
 - ハ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,068円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年12月1日



令和5年10月3日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
部会長 衣笠 葉子

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

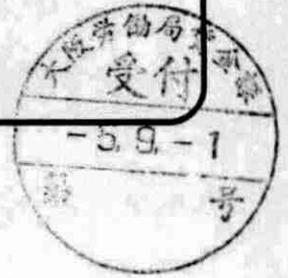
当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,068円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年12月1日

生活悪化がすすむ今だからこそ、経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金 1,500 円の実現！！
全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書



大阪地方最低賃金審議会会長殿
大阪労働局局長殿

● 要請趣旨 ●

新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、私たちの生活を圧迫し、特に最低賃金近くで働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁できずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。この難局を乗り越えるには、賃金の底上げを図ることによって、GDP（国内総生産）の6割を占める国民の消費購買力を引き上げることが不可欠です。そのために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律への法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

日本の最低賃金が海外と比べても上がらない原因は、地域別だからです。現行法のランク制度で、中央最低賃金審議会の目安額では、C・DランクがAランクを上回ることはなく、最低賃金額が高い地域は低い地域を考慮し決められ、格差は是正されません。そのため、人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることも出来ず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員の地域手当など、あらゆる生活と経済格差につながっています。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシアと日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとに最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律です。日本の地域別最低賃金は、最も高い東京（1,072円）、次いで神奈川（1,071円）と大阪の1,023円です。最も低い地域は853円で、10県にも上ります。この15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、その解決には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、全国で取り組まれている生計費調査同様、大阪府内での約1万人の生計費試算調査でも、普通に暮らすために必要な金額は、1,600円以上という結果が示され、地域による大きな格差はありません。最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきです。また、中小企業支援の具体的で十分な使いやすい支援策を拡充・強化する事が必要です。

については2023年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2023年 月 日

氏名	住所

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。印以外に個人情報が使用されることはありません。

令和5年度

大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項への取組について

令和5年8月7日 答申 附帯事項

I 政府への要望

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための事業再構築補助金等の施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り越す等税制を含めて更なる政策を検討すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年 12 月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政府主導で実効性のある取組を行うこと
- ⑤ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

II 大阪労働局への要望

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

I 政府への要望に対する取組

1 厚生労働省の取組

(1) 業務改善助成金の拡充(令和5年8月31日から)

- ① 対象事業場を事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が50円以内の事業場に拡大
- ② 事業場規模50人未満の事業場を対象として特定の期間における賃金引上げ後の申請を可能とする
- ③ 助成率区分の金額を見直し、高助成率が適用される範囲の拡大

(2) 周知・相談時の中小企業庁との連携強化(令和5年9月20日から)

厚生労働省の業務改善助成金、中小企業庁の生産性向上支援策を両方掲載したリーフレットを作成。それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を強化する

(3)「年収の壁・支援強化パッケージ」の決定(令和5年9月27日 全世代型社会保障構築本部)

- ① 106万円の壁への対応(キャリアアップ助成金のコースの新設(令和5年10月20日から)、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)
- ② 130万円の壁への対応(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)
- ③ 配偶者手当への対応(企業の配偶者手当の見直し促進)

2 経済産業省(中小企業庁)の取組

(1) 中小・小規模企業の生産性向上への支援強化

- ① 事業再構築補助金の要件緩和(第11回公募(令和5年9月13日)より措置)
- ② ものづくり補助金(次回公募から)、IT導入補助金(令和5年10月2日申請分から)の審査での優遇措置

(2) 価格転嫁対策の強化

- ① 下請中小企業振興法に基づく企業名公表
(令和5年8月29日に発注側企業116社の企業名を公表)
- ② 取引適正化に向けた自主行動計画の策定・徹底(24業種(58業界団体)が策定)
- ③ 価格交渉促進月間(9月)における周知・広報の強化

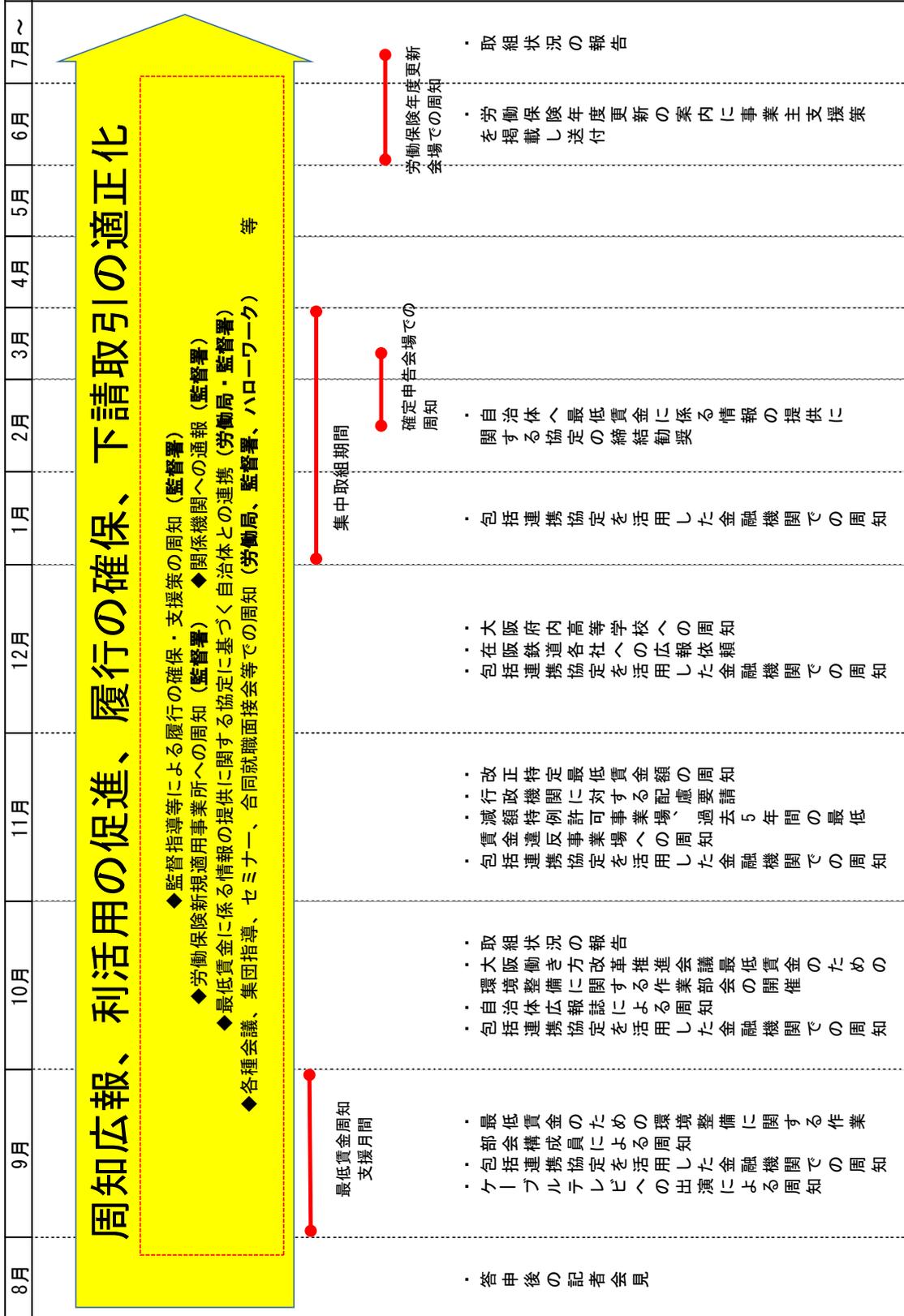
3 公正取引委員会の取組(令和5年8月31日 新しい資本主義実現会議)

- ① コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査(年内とりまとめを予定)
- ② 労務費の転嫁の在り方に係る指針(年内とりまとめを予定)
- ③ 独占禁止法・下請法の厳正な執行等(年内をめどに必要なフォローアップを実施)



II 大阪労働局への要望に対する取組

令和5年度 答申附帯事項の取組のための実施計画



●周知広報・履行確保、支援策利活用の促進（通年）

- ・ 最低賃金の円滑な履行確保を図るためには、発効される改正額についての的確に周知するとともに、拡充された業務改善助成金のさらなる活用促進をことが重要である。そのため、局が主催する会議等、労働基準監督署における監督指導・集団指導・企業訪問支援・労働保険新規加入手続等、ハローワークにおける求人受付等、あらゆる機会を活用して局を上げて取り組むとともに、マスメディアの活用や関係機関とも連携して、効果的な周知広報に取り組む。
- ・ 賃金不払いをはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による定期監督において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況の確認を行う。賃金支払いが履行されず、労働基準監督署による度重なる指導でも是正しない事業場や定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分も含めて厳正に対応する。

●下請取引の適正化（通年）

- ・ 立入検査・監督指導において、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として「買ったとき」等が疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行う。

●「最低賃金周知・支援月間」の実施（9月）

- ・ 官報公示日から発効日までの期間において、改正された大阪府最低賃金、業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策の周知・利活用の促進について集中的に取り組む。

●大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会の開催(10月)

- ・ 地方自治体や関係団体と連携し、改正された最低賃金及び中小企業・小規模事業者への支援策を周知し、支援策の利活用促進を図る。

●行政機関に対する配慮要請の実施（11月）

- ・ 民間企業に業務委託等を行う場合、契約期間中の最低賃金額改正によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることはないよう、大阪府内自治体、在阪する国の行政機関や独立行政法人に対して配慮要請を行う。

●自治体に対する最低賃金に係る情報提供に関する協定の締結勧奨(2月)

- ・ 自治体が発注する業務委託契約を受注した事業者等に雇用される労働者の最低賃金の履行確保の強化を目的とする情報連携のための協定について、協定未締結の自治体に締結に向けた働きかけを行う。

●集中取組期間の実施(1～3月)

- ・ 最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備のため集中取組期間(1月～3月)を設け、最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。

①大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

1 既に取組を行ったもの

(1) 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載を依頼(11月1日現在 43 自治体)



(2) マスメディアを通じた周知広報



令和5年8月7日 答申 答申後の記者会見 J.COM「LIVEニュース」 ラジオ「青木源太・足立梨花 Sunday Collection」【新規】

(3) 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関での周知
 ・大阪信用金庫において、電子掲示板や広報誌による情報発信
 ・池田泉州銀行大阪府内各支店(84ヶ所)において、大阪労働局版リーフレットを配架



大阪信用金庫での動画による周知

(4) ポスター・リーフレット等による周知
 厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。10月31日現在の配布枚数

・大阪労働局版リーフレット	45,115 枚
・厚生労働省版リーフレット	52,315 枚
・パンフレット	7,961 枚
・ポスター	2,272 枚



厚生労働省版 リーフレット



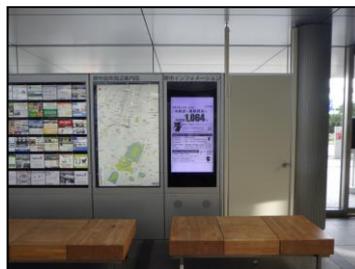
大阪労働局版 リーフレット

大阪労働局版
特賞リーフレット

令和4年度 大阪労働局版
近畿リーフレット



大阪メトロ 谷町四丁目駅



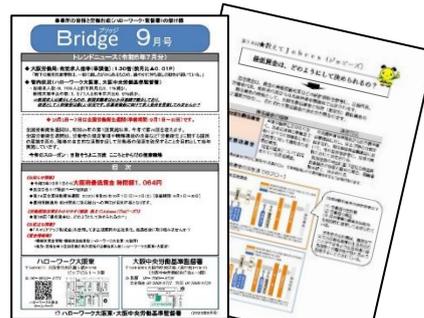
堺市役所



天下一合説
(主催 近畿経済産業局)



ハローワーク大阪東



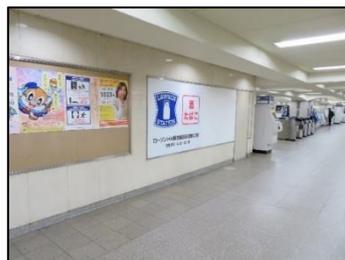
Bridge 9月号
(大阪中央労働基準監督署・ハローワーク大阪東)



35歳以上のミドル世代のための
合同企業説明会

2 取組予定のもの(画像はいずれも令和4年度分参考)

- (1) 過去5年間違反事業所・減額特例許可事業場への周知(11月予定)
- (2) 在阪鉄道各社へ主要駅でのポスター掲出を依頼(12月予定)
- (3) 近畿2府4県最低賃金一覧リーフレット作成、同地域内で共有
(近畿2府4県確定後)
- (4) 確定申告会場等での周知(2月予定)



阪急(梅田駅)



泉北高速(泉ヶ丘駅)



枚方税務署

3 履行確保の取組

改正最低賃金の発効後は、監督指導等において法違反を認めた場合は是正指導を行っている。また、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備を行うため、今年度1月から3月までを「集中取組期間」とし、大阪府内の全労働基準監督署において、最低賃金の遵守徹底を図り、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施を予定。

②支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和5年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組を実施

- (1) プレスリリースし、大阪労働局の取組について周知。
- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用の促進。
- (3) 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員へ周知協力要請
- (4) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催



大阪労働局X(旧ツイッター)【新規】

- (5) 労働基準監督署では、最低賃金改正の影響を受けやすい事業場を選定し、事業主支援策をまとめた資料を用意し、改正額とともに支援策の活用を周知



- (6) ハローワークでは、10月1日以降最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者に対し、改正最低賃金額、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、事業主支援策の周知及び活用の促進を図った。
- (7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った。
- (8) メーリングリストを活用し、労働保険事務組合へ改正額と事業主支援策について情報の発信をし、周知及び利活用の促進を図った。【新規】

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

電話・メール・訪問・窓口相談・セミナー等、あらゆる手段で、より相談しやすい環境を整え、助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働き甲斐を高める賃上げ策等のニーズを踏まえた個別相談に応じている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (10月末現在)
相談件数(件)	2,641	2,084	2,204	1,418
セミナー開催数 (回)	105	114	159	152
セミナー参加者数 (人)	2,478	4,050	5,236	4,259
訪問コンサルティング (件)	867	776	1,290	962

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

3 労働基準監督署における取組

各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施。

4 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会を通じた連携

- 令和元年5月に設置された本作業部会は、関係団体・関係省庁との連携を強化し、最低賃金や各省庁の支援策を横断的に周知できるよう設置されたもの。
- 「最低賃金周知・支援月間」では、作業部会構成員へ大阪労働局版リーフレット、支援策リーフレット等を送付し、作業部会構成員から各傘下企業・団体等へ周知していただくよう協力要請を行い、全ての構成員において周知等の協力を得た。
- 令和5年10月26日に作業部会を開催。労働局・各構成員の周知の状況や事業主支援策の情報や活用状況について共有を図った。

5 支援策活用状況

(1) 厚生労働省関連

名 称		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (10月末現在)
業務改善助成金	申請件数	360 件	510 件	683 件
	実績件数	285 件	370 件	404 件
働き方改革推進支援助成金 ※ 成果目標を賃金引き上げとして いるもの	申請件数	17 件	46 件	91 件
	実績件数	17 件	37 件	51 件
キャリアアップ助成金 ※ 賃金規定等改定コース、賃金規 定等共通化コース	申請件数	128 件	228 件	223 件
	実績件数	141 件	208 件	214 件
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コー ス、教育訓練休暇等付与コース、 特別育成訓練コース、人への投資 促進コース、事業展開等リスクリン グ支援コース	申請件数	5,017 件	4,936 件	3,225 件
	実績件数	4,519 件	4,760 件	3,051 件
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレ ワ ークコース	申請件数	0 件	6 件	7 件
	実績件数	0 件	6 件	7 件

(2) 経済産業省関連

名 称	令和4年度 実績件数	令和5年度 (10月末現在)
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづく り補助金)	726 件	398 件
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	1,939 件	579 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導入補助金)	4,914 件	2,604 件
中小企業等事業再構築促進事業	2,760 件	576 件

6 今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金の周知と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図っていく。

③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること

1 自治体等への文書による配慮要請

- (1) 厚生労働省から各都道府県知事・政令指定都市市長あてに、9月に要請文書を送付。
- (2) 大阪労働局から大阪府知事と連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書を送付する準備中である。
- (3) 大阪労働局労働基準部長から国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書を送付する準備中である。

2 今後の取組

現在、締結している大阪市、堺市、枚方市との最低賃金違反にかかる情報の提供について、引き続き的確に運営する。これら以外の市町村については、協定の締結の働きかけを行っていく。

④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 関係省庁との連携

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金についても紹介。また、中小企業庁のよろず支援拠点では、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、厚生労働省の働き方改革推進支援センターや業務改善助成金の案内を行っている。**【新規】**

2 労働基準監督署における取組

労働基準監督署は事業所に立入検査・監督指導(臨検監督)を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報を行っている。

3 今後の取組

今年度についても、1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。

